

植物等の輸出検疫について

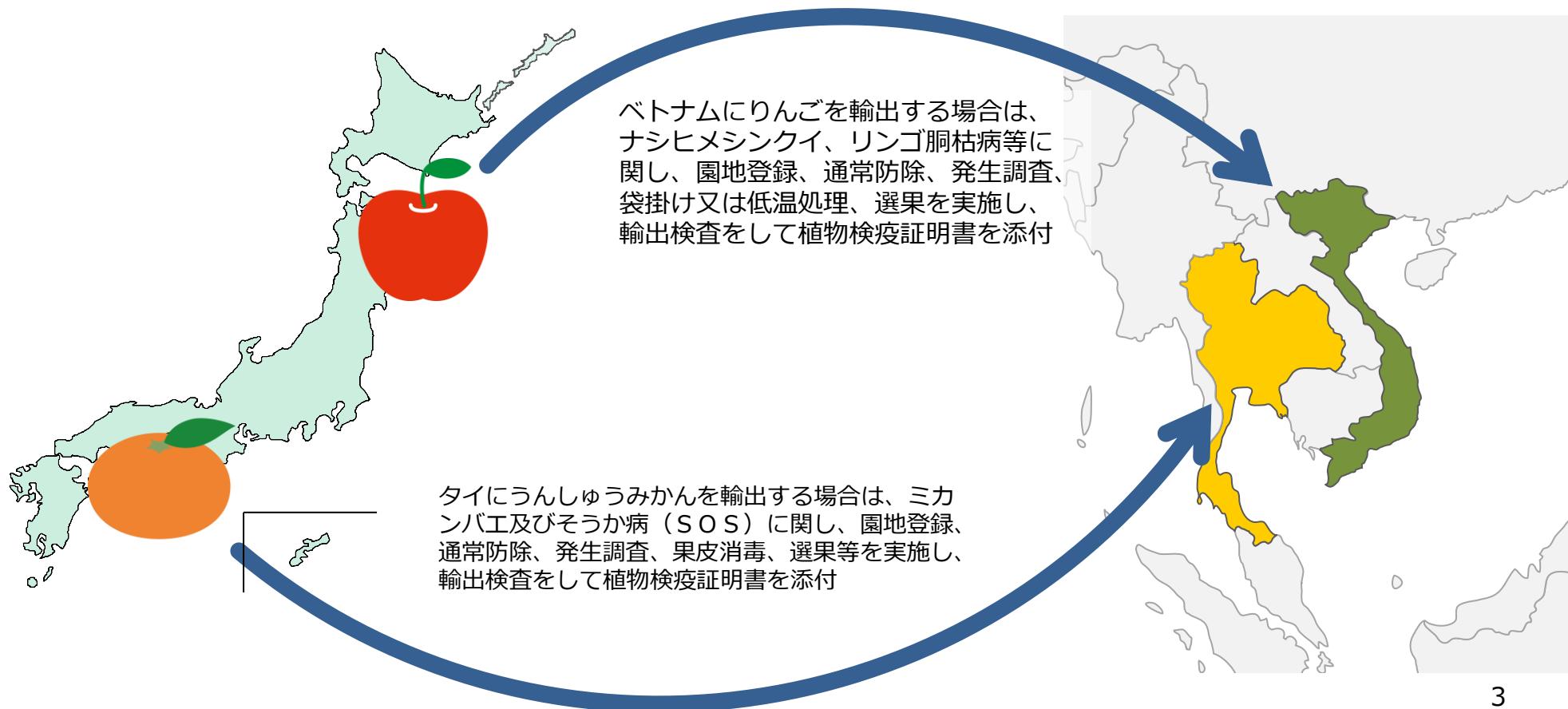
令和 8 年 2 月
農 林 水 産 省
植 物 防 疫 課

目次

1. 輸出検疫とは
2. 法的位置づけと検査機関
3. 輸出先国の輸入条件
4. 輸出検疫の流れ
5. 輸出先国による輸入条件の変更
6. 輸出検疫協議
7. 輸出検疫協議の実績
8. 産地等の支援
9. 技術開発等の推進

1. 輸出検疫とは

- 輸出先国は、自国で発生していない病害虫（検疫病害虫）が植物等に付着して他国から侵入してくることのないよう、植物等の輸入に対して殺虫処理、検査などの様々な条件を付している。輸出検疫とは、植物等の輸出に当たり、輸出先国から要求される様々な措置を講じ、及びこれらの条件に適合しているかの検査を行うことをいう。
- 産地、輸出者等が輸出検疫を適切に受検することは、我が国の輸出検疫に対する諸外国の信頼を維持し、措置の厳格化を要求されないようにするために極めて重要。



2. 法的位置づけと検査機関

- 我が国を含む国際植物防疫条約（IPPC）の加盟国は、自国から輸出される植物等について、輸入国が付した検疫上の条件に適合している旨の証明書（植物検疫証明書：PC）を発給しなければならないことになっている。
- このため我が国では、植物等の輸出者が検疫に係る検査を受けることを植物防疫法により義務付けており、この検査に係る各種業務を全国の植物防疫所が行っている。

国際植物防疫条約第5条

1 締約国は、輸出される植物、植物生産物その他の規制品目及びそれらの積荷が2 (b) の規定に従って作成する証明書に合致することを確保する目的で、植物検疫証明のための措置をとる。

2 締約国は、次の規定に基づく植物検疫証明書の発給のための措置をとる。

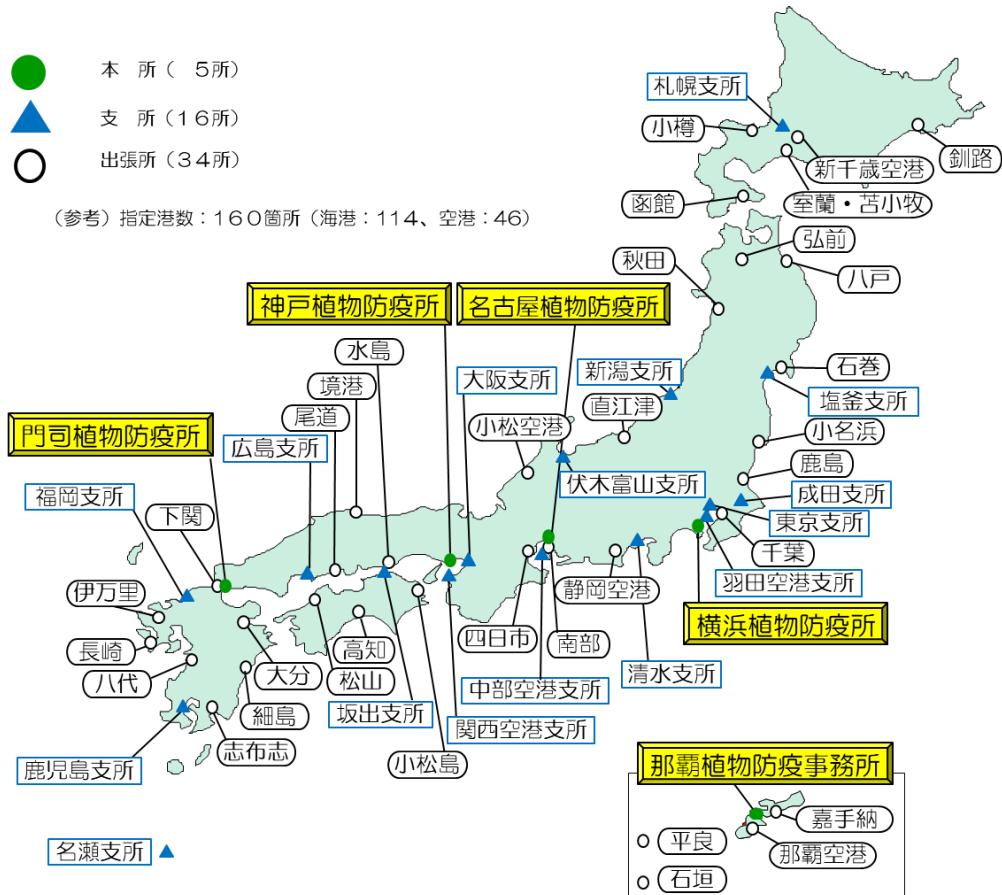
(b) 植物検疫証明書又は関係輸入締約国が認める場合にはこれと同等の電子的な証明書は、この条約の附属書に定める様式の文言のとおりとする。これらの証明書は、関連する国際基準を考慮して作成され、及び発給されるべきである。

植物防疫法第10条

輸入国がその輸入につき、植物検疫に係る輸出国の検査証明を必要としている植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者は、当該植物又は物品及びこれらの容器包装につき、植物防疫官から、これらが当該輸入国的要求の全てに適合していることについての検査を受け、かつ、第三項の植物検疫証明書の交付を受けた後でなければ、これらを輸出してはならない。

- 本 所（5所）
- 支 所（16所）
- 出張所（34所）

（参考）指定港数：160箇所（海港：114、空港：46）



（2024年4月時点）

3. 輸出先国の輸入条件

- ▶ 輸出先国の植物検疫に係る輸入条件は品目毎・輸出先国毎に異なっており、①植物検疫証明書（PC）の添付、②輸入許可証（IP）の取得、③栽培地検査、精密検査、殺虫・殺菌処理等の特別な検疫条件、のいずれかが求められる。

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表):貨物編

種類	くだもの												やさい(果菜)							コメ		緑茶 (製茶)
	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	精米	玄米		
輸出相手国・地域																						
アジア	韓国	Q	Q	Q	x	x	x	Q	Q	x	x	Q	Q	x	x	x	Q	x	Q	Q	Q	◎
	△ 台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	x	Q	Q	◎	Q	◎
	中国	x	x	x	PQ	x	x	x	x	x	PQ	x	x	x	x	x	x	x	x	☆	x	Q
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ベトナム	x	x	x	☆	x	x	x	☆	x	☆	x	x	x	x	x	x	x	Q	Q	Q	Q
	タイ	☆	☆	☆	☆	x	x	☆	☆	☆	☆	☆	x	☆	☆	☆	x	☆	Q	x	Q	Q
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
欧州	E.U	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	◎
	英国	◎	◎	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	◎
中北南米・	米国(本土)	☆	P	x	☆	x	x	x	☆	x	☆	P	x	x	x	x	x	☆	◎	◎	◎	◎
	カナダ	◎	◎	x	☆	☆	◎	Q	◎	x	☆	x	◎	◎	◎	Q	x	Q	◎	◎	◎	◎
大洋州	オーストラリア	☆	☆	x	☆	x	x	x	x	x	☆	☆	x	x	x	x	x	x	Q	☆	◎	◎
	ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	☆	x	☆	x	x	x	x	x	x	x	◎	◎	◎	◎

◎ : PCなしで輸出可能

Q : PCを添付すれば輸出可能

P : 輸出相手国のIPの取得が必要

☆ : 特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出可能

× : 輸出不可

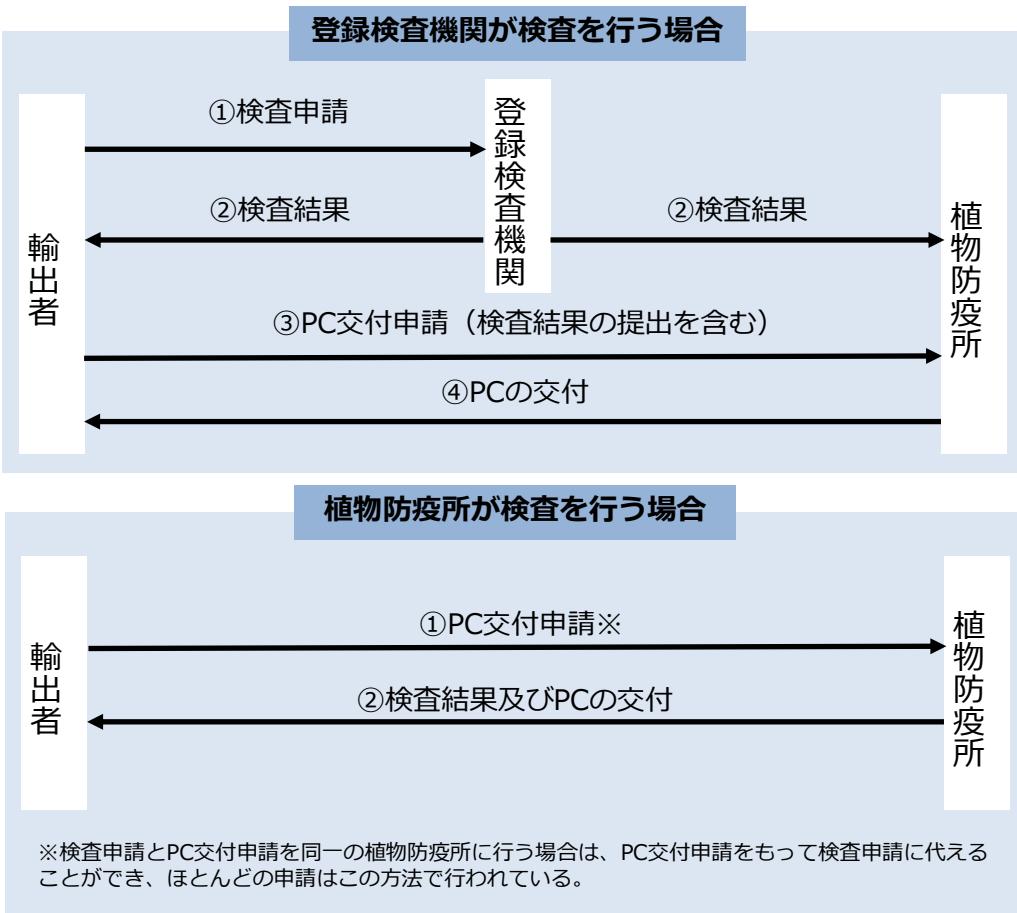
※注意事項

当早見表に掲載されている検疫条件は掲載時点の情報となるため、実際の内容と異なっている場合があります。

また、植物検疫上は輸入が可能となっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。このため、輸出相手国の農業担当部局、植物検疫当局又は在日大使館にお問い合わせください。

4. 輸出検疫の流れ

- 輸出検疫は、①輸出者による検査の申請、②必要に応じた栽培地検査・精密検査・消毒検査（殺虫・殺菌処理が適切に実施されたかの確認）・目視検査（荷口の状態及び数量の確認を含む）、③植物防疫官による②の確認及び植物検疫証明書（PC）の交付という流れで行われる。
- このうち栽培地検査等の各種検査については、令和5年4月より植物防疫法に基づく登録検査機関も行えることになっている。速やかな検査を受けるためには、登録検査機関の積極的な活用が有効。



機関名	登録時期	検査区分
株式会社JEVIC	令和5年3月	栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査
公立大学法人秋田県立大学	令和5年4月	精密検査
国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科	令和5年6月	精密検査
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	令和5年7月	精密検査
株式会社UEJ	令和5年7月	目視検査
一般社団法人全日検	令和5年7月	目視検査
株式会社ファスマック	令和5年8月	精密検査
一般社団法人室苦植物検疫協会	令和5年9月	消毒検査及び目視検査
国立大学法人鳥取大学	令和5年9月	精密検査
株式会社農研植物病院	令和6年3月	精密検査
株式会社東海テクノ	令和6年4月	精密検査
一般社団法人神戸植物検疫協会	令和7年1月	消毒検査、精密検定及び目視検査
株式会社JALカーゴサービス	令和6年10月	精密検査及び目視検査

5. 輸出先国による輸入条件の変更

- 輸出先国の輸入条件は、我が国と相手国の検疫当局間で行われる検疫協議の結果や、我が国における病害虫の発生状況への対応等により緩和又は強化される。これらの情報は、植物防疫所のウェブサイト等を通じて周知している。

輸出産地の拡大

米国向けうんしゅうみかんについて、二国間協議を通じて輸出産地を拡大

本州、四国のみ
解禁（1961年）

米国と協議（2015
～2016年）

輸出産地として福岡、
佐賀、長崎、熊本を
追加（2016年）

検疫措置の緩和

タイ向けかんきつ類について、産地負担の軽減を目的として二国間協議を行い、新たな検疫措置（リスク管理措置）を追加

防かび処理及び
ワックス処理

タイと協議
(2018～2023年)

防かび処理及び
ワックス処理
又は
園地での防除、栽培地検査及び
目視検査

韓国が日本産樹木の一部の輸入を禁止

研究者による病原菌 (*Phytophthora ramorum*) の国内での発見及び公表をきっかけとして、韓国が、発見された地域で生産された当該病原菌の寄主植物（ツバキ属、ツツジ属等）の輸入を禁止。

研究者が四国及び
九州の落ち葉等から
病原菌を検出

研究者が論文を公表
(2021年3月)

韓国が四国及び九州
からの寄主植物の輸入を禁止
(2022年4月)

台湾が日本産樹木苗の一部の輸入を禁止

全国の街路樹等でツヤハダゴマダラカミキリが相次いで発見されたことを受け、台湾が、当該害虫の寄主植物（カエデ属等）について、苗木等の輸入禁止及び木材への殺虫処理を要求。

国内各地で当該害虫の発生を相次いで確認（2020年以降）

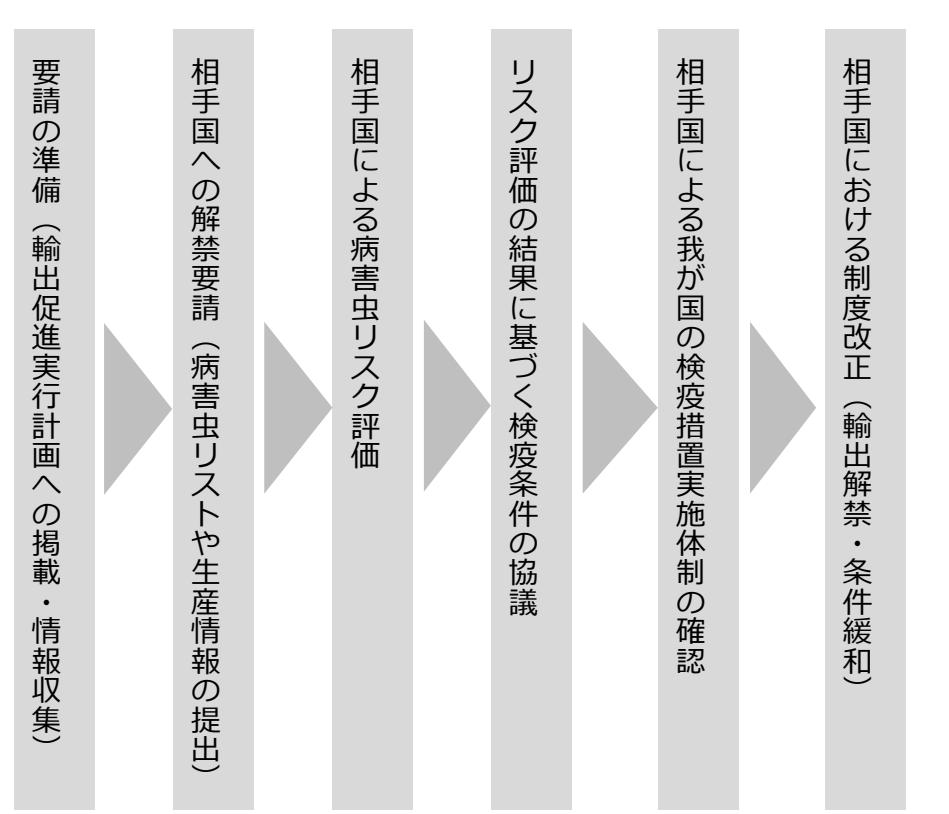
台湾へ発生状況を報告
(2023年1月4日)

台湾が日本産寄主植物の輸入停止等を導入（2023年1月19日）

6. 輸出検疫協議

- 相手国が我が国に対する輸入条件を設定していない場合や、相手国の既存の輸入条件では国内産地の負担が大きいと考えられる場合は、当該条件の設定又は緩和に向けて検疫協議を働きかけることになる。
- 我が国は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく輸出促進実行計画に従い、多くの国・地域との間で協議を行っており、現在、14か国・地域を対象に51件の協議を実施中。

協議の流れ（相手国により若干異なる）



解禁協議中の主な案件

リスク評価中	検疫条件の協議中
インド向けなし、生わさび 台湾向けトマト ベトナム向けぶどう、もも、かき 豪州向けもも カナダ向けいちご メキシコ向けキャベツ種子、ハクサイ種子 インドネシア向けかんきつ類 米国向けきんかん、だいこん、キャベツ、かんしょ、黒松盆栽、ぶどう フィリピン向けぶどう、もも、かんしょ タイ向けすだち ウズベキスタン向けキウイフルーツの苗木	インド向けスギ タイ向け玄米 中国向けぶどう 米国向けさくらの切り枝、ゆず等かんきつ類 米国向けりんご（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加） 豪州向けりんご（臭化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加） ペルー向け精米 メキシコ向けストック種子、トルコギキョウ種子 タイ向けかんきつ類（害虫調査の負担軽減、輸出可能時期の拡大）、メロン（査察制への移行）

7. 輸出検疫協議の実績

- 過去5年間（2021年2月以降）では、9か国・地域を対象に11件の輸出解禁等を達成している。輸出検疫協議の進捗は、対象品目に付着する病害虫の種類、相手国植物検疫当局の体制、検疫条件の内容、他の品目に係る協議の状況等に大きく左右される。

品目	輸出先国・地域	実績	解禁・緩和までに要した期間
2026年1月 メロン	豪州	輸出解禁（園地・施設登録、目視検査）	3年2か月
2025年6月 精米	ブラジル	リン化アルミニウムくん蒸の撤廃（代替措置として、輸出検査でブラジルの指定する検疫対象病害虫の不在を確認）	6か月
2025年2月 ゆず、きんかん	タイ	輸出解禁（輸出可能品目の追加）	2年1か月
2024年12月 いちご	フィリピン	輸出解禁（施設登録、トラップ調査、果実検査、査察）	5年6か月
2024年1月 かんきつ類	ニュージーランド	輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等	6年11か月
2023年5月 かんきつ類	タイ	薬剤処理の代替措置（防除、園地検査及び目視検査）の追加	4年7か月
2023年3月 精米	メキシコ	輸出解禁（コクヌスト不在の確認）	2年8か月
2022年3月 りんご	インド	輸出解禁（園地登録、選果、低温処理又は臭化メチルくん蒸、査察）	12年7か月
2021年11月 メロン	米国	輸出解禁（スイカ緑斑モザイクウイルス不在の確認）	5年6か月
2021年10月 うんしゅうみかん	ベトナム	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、選果、査察）	4年6か月

8. 産地等の支援

- ▶ 植物防疫所をはじめとする関係機関が、輸出検疫に係る産地等の取組を支援し、又は輸出検疫の円滑化を図るための各種取組を実施。

植物防疫所における相談窓口の設置

横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当	Tel. 045-211-7155
名古屋植物防疫所輸出検疫担当	Tel. 052-651-0114
神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当	Tel. 078-331-2384
門司植物防疫所輸出検疫担当	Tel. 093-280-4319
那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当	Tel. 098-868-1679

関係団体による専門家の派遣

概要 :	専門家を派遣し、輸出先国の植物検疫条件に対応するための現地体制を構築し、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施。
実施機関 :	(一社) 全国植物検疫協会 (令和5年度) TEL: 070-1187-1520
事業名 :	輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業

相手国検査官の招へい費用等の助成

概要 :	相手国の検査官による登録生産園地や登録選果施設の査察又は両国の検査官による合同輸出検査を受ける際に、相手国の検査官を招へいするための費用を助成（定額又は1/2）。
事業名 :	輸出環境整備推進事業（輸出先国規制対応支援事業）
担当課	輸出・国際局課規制対策グループ TEL: 03-3502-8111

集荷地等における輸出検査の実施

概要 :	輸出品の品質保持、不合格品が出た場合の補充等を目的として輸出者が栽培地や集荷地での輸出検査を希望する場合、当該輸出者の要請に基づいて当該検査を実施。
実施機関 :	全国の植物防疫所
例 :	千葉県のアジア向け盆栽・植木、愛知県の花き市場での諸外国向け花き類、青森県の台湾向けりんご等

9. 技術開発等の推進

- 相手国の植物検疫措置が輸出の障壁となっている果樹等について、産地が長期にわたって対応可能な検疫条件の設定のため、相手国が警戒する病害虫の生態や国内の発生状況の調査、負担軽減措置型のリスク管理技術の確立等を研究機関への委託事業（令和7年度予算額：4,500万円）により推進。

1. 病害虫発生状況の把握

相手国が侵入を警戒する病害虫に関し、生態生態や国内における発生状況、当該病害虫の農産物に対する寄生性等を各地の輸出産地と連携して調査し、検疫協議において利用するためのエビデンスとして整理します。



検疫で問題となる病害虫の発生実態を調査

2. 簡易なリスク管理技術の確立

農産物の輸出における病害虫のリスク管理措置として相手国から求められているモニタリング調査、殺菌処理等に関し、簡素化や効率化に繋がり、輸出産地が長期にわたって実施できる手法や技術を確立するとともに、それらの効果を証明するためのデータを収集・整理します。



輸出産地の負担が少ない試験・調査方法を検証

(参考)主な国・地域への輸出実績

出典：財務省「2024年貿易統計」（単位：百万円）

国・地域	りんご	かんきつ類	なし	もも	ぶどう	かき	いちご	メロン	ながいも	精米	緑茶(製茶)
アジア	台湾	15,598	482	218	589	3,478	29	582	39	1,794	844
	香港	3,644	677	721	2,114	1,990	334	3,863	1,012	138	2,563
	中国	0	-	0	-	-	-	-	-	64	34
	韓国	-	0	-	-	0	-	0	-	-	35
	タイ	377	32	17	56	87	149	327	11	9	461
	インドネシア	39	0	12	19	3	0	1	0	0	38
	シンガポール	164	160	14	140	224	33	401	92	297	518
	マレーシア	14	37	5	22	44	3	94	9	13	47
	ベトナム	190	29	25	-	-	-	-	-	50	745
	インド	1	-	-	0	-	-	-	-	-	102
	フィリピン	45	-	3	-	-	-	0	-	-	144
北米	米国	7	1	3	-	-	1	54	29	1,102	2,136
	カナダ	0	19	0	-	41	5	-	8	0	544
大洋州	豪州	0	0	0	-	2	0	0	-	-	460
	N Z	0	12	-	-	-	-	-	-	-	21
中南米	メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98
	チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	ペルー	-	-	0	-	-	-	-	-	-	6
	ブラジル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34
その他	ロシア	0	0	0	0	0	0	0	0	59	218
	中東	5	0	0	0	19	0	4	18	0	327
	E U	0	14	0	1	3	0	2	6	2	937
	英国	1	0	0	1	6	0	2	0	0	284

—：現在輸出不可

令和7年3月現在